

松 山 大 学 論 集
第 31 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 9 年 4 月 発 行

ヴァイマル憲法 48 条をめぐる
ドイツ国民議会における審議過程(2)

遠 藤 泰 弘

ヴァイマル憲法 48 条をめぐる ドイツ国民議会における審議過程(2)

遠 藤 泰 弘

第 2 章 ヴァイマル憲法 48 条をめぐる審議過程

(第 30 巻第 5 - 1 号からの続き)

2. 国民議会憲法草案第一読会

1919 年 2 月 6 日に開会された憲法制定国民議会に対して、2 月 21 日に、憲法草案Ⅳ¹⁾が提出された。草案Ⅲの 66 条および 67 条は、それぞれ草案Ⅳの 67 条および 68 条に繰り下げられたが、文面の変更はなかった。2 月 24 日に開催された総会におけるプロイスの憲法草案の提案理由においては、67 条および 68 条に対する特段の言及はなされなかった²⁾

2 月 28 日から始まった本会議の憲法草案第一読会において、社会民主党(以下「社民党」という)のリヒャルト・フィッシャー(1855-1926)は、直接的に 67 条および 68 条に焦点をあてる形ではないが³⁾、大統領のライヒ議会解散権行使の条件が定められていないことを問題視する中で、まるでヴァイマル末期の政治状況を予言するかのごとく、下記のとおり大統領の権限が大きすぎると警鐘を鳴らしていた³⁾

1) Vgl. Heinrich Triepel (Hg.), *Quellensammlungen zum Staats- Verwaltungs- und Völkerrecht : Vornehmlich zum akademischen Gebrauche*, Bd. 1., *Quellensammlung zum Deutschen Reichsstaatsrecht*, 4., durchgesehene und ergänzte Aufl., J. C. B. Mohr, 1926, S. 27ff.

2) Vgl. *Verhandlungen der verfassunggebenden Deutschen Nationalversammlung* (以下略称 Verh. NV.), Bd. 326, S. 281-294. さらに、初宿前掲「プロイスとヴァイマル憲法構想」, 168-169 頁参照。

3) Vgl. a. a. O., S. 374.

「今回の憲法草案は、大統領に対して、以前の皇帝に与えられていた権力よりも制約の少ない強力な権力を付与しており、少なくともフランス共和国大統領やアメリカ合衆国大統領よりも大きな権力を付与している。民主的な基礎の上に立ち、『国家権力は人民に由来する』と謳う憲法草案第2条を自覚している政党においては、このように広範なライヒ大統領の権限に対して、私が主張するような慎重さが理解されるはずである。我々は、現在、社会民主党員がライヒ大統領の地位についているという思考によって影響を受けるべきではない。旧憲法が宰相ビスマルクの寸法に合わせて作られたとすれば、今回の憲法はライヒ大統領エーベルトの寸法に合わせて作られるべきではない。我々は、いつの日か、おそらく反動的でクーデターを好む他の政党の他の人物がこの地位に就く、という現実を考慮に入れるべきである。我々はこのような事態を予め想定しておくべきである。他の共和国の歴史が、この関連で最高度に教訓的な事例を提供しているがゆえに、尚のことそうすべきである。」

もっとも、鉦山の社会化を求めるストライキの続発、ルール地方におけるゼネストの拡大、1,000人以上の死者を出したベルリン三月闘争、クルト・アイスナー（1867-1919）バイエルン州首相の暗殺とミュンヘン・レーテ共和国の樹立およびその鎮圧といった、1919年春の紛争の続発を受けて、以下に見るとおり、社会民主党も当初の警戒姿勢に反して、強力な大統領制の受け入れに舵を切っていくこととなる⁴⁾

3. 国民議会憲法委員会第一読会

1919年3月4日に国民議会の第一読会が終了し、政府第二草案（草案IV）

4) Vgl. Heinrich August Winkler, *Der lange Weg nach Westen*, Bd. 1., *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, Vierte, durchgesehene Aufl., C. H. Beck, 2002, S. 394-407. (後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道 I ドイツ近現代史 1789-1933年』, 昭和堂, 394-406頁)

は、コンラート・ハウスマン（1857-1922）を委員長とする憲法委員会に審議が付託された。67 条および 68 条に関する審議が行われたのは、同年 4 月 9 日に開催された第 26 回会議においてであった。

(1) 67 条について

草案 67 条については、まず社民党のフィッシャーより、条文に下記の下線部分を挿入するという動議が出された⁵⁾

67 条

ドイツ構成国家（Gliedstaat）が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領はライヒ議会の同意を得て、武装兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。

この動議に対して、ドイツ民主党（以下、「民主党」という）のブルーノ・アプラス（1866-1942）は、下記のとおり反対討議を行う⁶⁾

「諸邦に対するライヒ執行を予定する 67 条は、旧帝国憲法 19 条⁷⁾に相当する。このような強制手段は不可欠である。執行に関する決定は、ライヒ参議院に委ねることはできないのであって、むしろライヒ大統領に委ねられるべきである。事情によっては、緊急性が必要となりうることで、この種の問題をライヒ議会の諸政党の不和の種にすべきではないことから、フィッシャーの動議は私には受け入れられない。」

5) Vgl. Verh. NV., Bd. 336, S. 287.

6) Vgl. a. a. O.

7) 旧帝国憲法 19 条の条文は下記のとおりである。

「連邦構成国が連邦の憲法上の義務を履行しないときは、強制執行の方法により、それを行うよう促される。この強制執行は、連邦参議院によって決議され、皇帝がこれを実施する。」（高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』第 6 版、信山社、93 頁参照）

このアプラスの発言を受けて、フィッシャーは下記のとおり反論する⁸⁾

「草案 67 条は、かつて皇帝に認められていた権力よりもさらに大きな権力を大統領に認めるものであり、私にとってこのことは重大である。それゆえ、ライヒ議会に承認権を与えることが望ましい。決議に取り立てての緊急性が求められる事態は考えられない。」

このフィッシャーの発言を受けて、内務大臣プロイスが、以下のとおり反対答弁を行う⁹⁾

「この種の案件において、政府と大統領に対して、常にライヒ議会の事前同意を義務づけるというフィッシャー委員の姿勢は一貫している。しかし、もし大統領がライヒ議会の決議に基づいてのみ行為しようとするれば、大統領は単なる装飾にすぎず、削除した方がよいこととなる。諸邦委員会が、大統領がライヒ政府の法的および政治的な責任のもとで行為するが故に、ライヒの安全上必要な時に、このようなライヒ執行行使の決定を大統領と政府に認めたことを、私は大変歓迎している。ライヒ権力と個別国家の間の紛争という切迫した問題において、個別諸国家がその決定を信頼に満ちて政府の手に委ねたことは大きな前進である。それに対して、本来は統一主義者がそこに統一思考のもっとも偉大な強化を見るべきであるのに、奇妙なことに、分邦主義者の側からではなく、統一主義者の側から反対が生じている。フィッシャー委員はライヒ議会に同意権を与えるべきと主張している。しかし、ほとんどが早急な介入が絶対的に必要であるような事態が問題となっている。そもそも行動が可能となる前に、ライヒ議会における一日がかりの激しい議論が先行しなければならないこととなる。

8) Vgl. Verh. NV., Bd. 336, S. 287.

9) Vgl. a. a. O., 287-288.

このような不信に直面して、政府が何もできないことに固執するならば、政府はそのことについて、法的には国事裁判所に対して、政治的にはライヒ議会に対して、責任を負わないこととなる。しかし、政府の活動がそもそも意味を持つべきであるならば、政府は緊急事態において、自立的に行うべきではない。不信から政府全体を不随にすることに利点はない。それは、議会主義的な統治システムを不合理なものへ至らしめる。」

このプロイスの答弁に対しては、社民党のジーモン・カッツェンシュタイン(1868-1945)が、下記のとおり反論した¹⁰⁾

「構成国家に対してライヒ執行を行使する決定には、常にもっとも真剣な事前審議が必要である。ここでは戦争遂行、それも同一国家の市民たちのもとでのそれが問題となる。この事案は、憲法において、外国への宣戦布告とのアナロジーで規定されるべきである。不服従の事例が明確であれば、ライヒ議会はその同意を拒否しないだろうし、それ以外の事例においては、ライヒ議会における審議を避けるべきではない。ライヒ議会が招集できない場合は、すぐに議決する委員会がその立場を代理することも考えられる。」

このカッツェンシュタインの発言に、プロイスは直ちに下記のとおり反論の答弁を行った¹¹⁾

「ライヒ執行の戦争遂行とのアナロジーについては、断固たる異議を唱える。つまり、それははじめからある個別国家を－例えば、最も悪い時期のブラウンシュバイクについていう場合でも－、ドイツライヒに対する戦争

10) Vgl. a. a. O., 288.

11) Vgl. a. a. O.

遂行権力とみなすことである。否、統一されたドイツライヒの内部において、戦争遂行と何らかの形で比較されうるようなものは存在しない。まさにライヒ法の執行が問題になっているのであって、それ以外ではない。ドイツライヒ内部において、あらゆる諸力に向かって、ライヒ政府の權威を維持することは、政府と大統領の最重要の義務である。戦争状態との区別のメルクマールは次の点に存する。つまり、出訴への道と、最終審において決定すべき裁判所が存在するかどうかである。これらのものは、戦争を遂行する諸権力の間には見出されない。政府は戦争遂行における主権の権力のように行為するのではなく、裁判所においてその行為の責任を負うべしという意識をもって、行為する。ライヒ議会在が意見を述べるべきことは当然であり、政府がライヒ議会在に責任を負うべきことも自明であるが、あらかじめ政府を拘束することは、事情によってはライヒの利益が極めて重大に毀損されうる。」

このプロイスの答弁を受けて、民主党のエリッヒ・コッホ（1875-1944）が下記のとおりプロイスを後押しする発言を行う¹²⁾

「この執行は、大統領の手に委ねられた行政行為と見るべきである。ライヒ議会在の委員会にライヒ議会在を代理する権利はない。大統領の権力を制限しようとする試みに対しては、大統領もまた人民の信認を得ていることを指摘すべきである。責任を自ら引き受けようとする喜ばしさは、我々において、大統領の権利濫用を危惧すべきとすることとそれほど変わらない。」

これに対して、カツェンシュタインが下記のとおり反論し、審議は終了する¹³⁾

12) Vgl. a. a. O.

13) Vgl. a. a. O.

「私にとっても、この執行が法学的に見れば、法律の執行であることは自明である。しかし、それは事実上の戦争遂行である。これほど大きな権力を大統領に与えることには同意できない。」

以上で草案 67 条に対する審議を終え、採決の結果、フィッシャーの動議は否決され、下記のとおり原案維持となった。

67 条

ドイツ構成国家 (Gliederstaat) が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領は武装兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。

(2) 68 条について

草案 68 条については、まず民主党のアプラスが、下記のとおり、原案賛成の発言を行った¹⁴⁾

「68 条は旧帝国憲法 68 条¹⁵⁾を模範にしたものである。このような規程が不可欠であることは、近頃のことから証明されている。これまでの憲法とは異なり、憲法草案のテキストにより、ライヒ議会の権利は十分に護られている。」

それに対して社民党のフィッシャーが、下記のとおり、下線部分の文言追加

14) Vgl. a. a. O.

15) 旧帝国憲法 68 条の条文は下記のとおりである。

「皇帝は、連邦の領域内で公の安全が脅かされた場合には、そのすべての地域に戦争状態の宣言をすることができる。かかる宣言の条件、公布の形式及びその効果を規律する帝国法律が発布されるまでは、1851 年 6 月 4 日のプロイセンの法律の規定が適用される。」(高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』第 6 版、信山社、109 頁参照)

の動議を出した上で、動議についての説明を行った¹⁶⁾

68条

ライヒ大統領は、ドイツ構成国家（Gliedstaat）の一において公共の安寧および秩序に著しい規模で障害が生じまたは生ずる虞があるときは、政府の同意を得て、武装兵力を用いてこれに介入し、公共の安寧および秩序を回復するのに必要な命令を下すことができる。この目的のために、ライヒ大統領は、32条〔意見表明の自由、検閲の禁止〕、33条〔集会の自由〕および35条から38条〔人身の自由、住居の不可侵、所有権の不可侵と収用、信書の秘密〕までに定められた基本権の全部または一部の効力を一時的に停止することができる。ライヒ大統領は、この命令について遅滞なくライヒ議会の承認を求める義務を有し、ライヒ議会がこの承認を拒否したときは、その命令を廃止する義務を有する。詳細は、ライヒ法律でこれを定める。

「草案70条¹⁷⁾によれば、大統領が首相の知らないところで、国防大臣とともに68条を執行することが、少なくとも考えうる。このような決定において大統領は、政府全体を後ろ盾にしているべきである。仮にたった一人の大臣しか反対者がいないとしても、それによって、その措置が必要ではないことの証明となるだろう。」

このフィッシャーの動議に対して、プロイスは下記のとおり賛成答弁を行った¹⁸⁾

16) Vgl. a. a. O.

17) 草案70条の条文は、下記のとおりである。「民政上および軍事上のライヒ大統領のすべての命令および処分は、それらが有効であるためには、ライヒ首相もしくはライヒ大臣の副署を必要とする。この副署により、責任が生じる。」(Vgl. *Hugo Preuß, Gesammelte Schriften*, Bd. 3: *Das Verfassungswerk von Weimar*, Mohr Siebeck, 2015, S. 568.)

「この大統領の行為が、他のあらゆる行為と同様、副署を必要とすることは自明である。この箇所では、全大臣の承認を必要とすべきことを特に改めて強調することを望むのであれば、それは全体の文体論から何か負荷がかかることになるかもしれないが、それに対して原理的な異議を唱えるつもりはない。というのも、實際上、このような措置が全大臣の理解を得ずに決定されることは私には考えられないからである。一人の大臣がそれを理解できないという異議は、決定的なものではない。もし責任をともに引き受けるつもりがないのであれば、彼は辞職しなければならない。この修正のために、旧憲法、例えばプロイセンに関する緊急命令の中に類似の規程が存することを引き合いに出すことが可能である。このアナロジーは、68 条の規程がいわば、さもないと欠如している緊急命令の代用であるべきという限りにおいて、的確なものである。もし、フィッシャー委員の異議がいくらか和らげられるのであれば、この挿入に対して原理的に反対はしない。

私がより明確に強調したいことは、これまでの状態に対して、ここで与えられている規程には決定的な差異が存するということである。大統領は省の責任のもと、必要なことを命令することができ、従来は戒厳状態と呼ばれていたものを想起させるような、ある種の諸規程を適切に行使することができる。しかし、文民権力がその最上位の権限とそれに伴う責任をなく奪われることはあり得ない。たとえ軍事命令権者に措置の遂行が委託されたとしても、政府はライヒ議会に責任を負ったままである。」

続いて、ドイツ国家人民党（以下、「国家人民党」という）のクレメンス・フォン・デルブリュック（1856-1921）が下記のとおり発言した¹⁹⁾

18) Vgl. Verh. NV., Bd. 336, S. 288.

19) Vgl. a. a. O.

「68条の措置の決定におけるライヒ議会の同意について、疑問の余地はない。別の問題は、政府がその全体において賛成すべきかどうかである。97号の動議において、ある種の事例においては、全省が積極的に行動すべきことを提案した。私はここで、プロイセンにおける類似の事例を持ち出すことができる。この事例との一致を定めることに障害は全くない。」

さらに民主党のコッホが、下記のとおり畳みかける²⁰⁾

「私は前言者に同意する。すべての個々の大臣の同意が必要であると定めれば、場合によってはすべての決議を挫折させることができる。というのも、反対する大臣を容易に排除できないからである。

私にとって理解できないことは、68条において、なぜ『ドイツ構成国家の一において』公共の安寧および秩序に障害や危険が生じているのかという点である。『ドイツのライヒ領域において』といった方がよいのではないか。」

これに対して、社民党のカッツェンシュタインが、下記のとおり反論した²¹⁾

「デルブリュック委員の叙述は、全省の同意は異議のない形で必要とされうことを示している。省が一致して決議をしなければならないというようなことは、理解できない。」

以上の議論を引き取って、プロイスが下記のとおり、取り纏めの答弁を行った²²⁾

20) Vgl. a. a. O., 288-289.

21) Vgl. a. a. O., 289.

22) Vgl. a. a. O.

「仮に『ライヒ全省の責任の下で』という文言をここに挿入するならば、必ずしも一致した決議を前提とすることにはならない。採決され、過半数がそれに賛成した場合、少数派には、決議に賛成し、責任をともに引き受けるか、あるいは、その事柄を非常に深刻にとらえるならば、退任するか
の選択があるということは、極めてしばしばおこることである。

『構成国家の一において』という言い回しは、それによって以下のことを示唆するという意味をもたせることができた。つまり、まずは構成国家が自らの領域において秩序を回復する任務を行い、構成国家に十分な強さがない場合に、ライヒの助力を要請することができるという意味である。しかし、従来の帝国憲法において、すでに『連邦領域の内部において』と述べられているので、『ライヒ領域の内部において』とすることに異議はない。

フィッシャー委員に『ライヒ全省の責任の下で』という文言に改めることで、動議の趣旨に一致するかどうかを質問したい。」

このプロイスの問いかけにフィッシャー委員が同意し、採決の結果、68 条については下記の文言とすることで議決された。

68 条

ライヒ大統領は、ドイツのライヒ領域において、公共の安寧および秩序に著しい規模で障害が生じまたは生ずる虞があるときは、ライヒ全省の責任の下で、武装兵力を用いてこれに介入し、公共の安寧および秩序を回復するのに必要な命令を下すことができる。この目的のために、ライヒ大統領は、32 条 [意見表明の自由、検閲の禁止]、33 条 [集会の自由] および 35 条から 38 条 [人身の自由、住居の不可侵、所有権の不可侵と取用、信書の秘密] までに定められた基本権の全部または一部の効力を一時的に停止することができる。ライヒ大統領は、この命令について遅滞なくライヒ

議会の承認を求める義務を有し、ライヒ議会在この承認を拒否したときは、その命令を廃止する義務を有する。詳細は、ライヒ法律でこれを定める。

4. 国民議会憲法委員会第二読会

1919年6月3日から、国民議会憲法委員会の第二読会が始まった。67条および68条に関する審議が行われたのは、同年6月6日に開催された第39回会議においてであった。

草案67条については、社民党のマックス・クヴァルク（1860-1930）が、次のとおり、下線部分の文言を追加する動議を出した上で、その動議の説明がなされた²³⁾。

67条

ドイツ構成国家（Gliederstaat）が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領は武装兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。大統領は、発布された命令に、遅滞なくライヒ議会の承認を求めなければならない、ライヒ議会在承認を拒否した場合は、その命令を廃止しなければならない。

「67条における行為は戒厳状態や戒厳令にかかわる深刻なものであり、ライヒ議会在事前承認を留保しておくことが本来自明である。この事案は我々の政治生活全体に極めて甚大な帰結をもたらすため、予防や裁可の意味において参与する可能性をライヒ議会在与えるべきである。」

クヴァルクの動議に対しては、国家人民党のデルブリュックが、下記のとおり

23) Vgl. a. a. O., S. 459-460.

り反対討論を行った²⁴⁾

「あなたは無数の事例に加えてここでも再び質問し、執行権の事柄を議会に移転し、議会に少なくとも目的に合わない方法で委託することによって、民主的共和国のかわりに議会支配を構築する道をまっしぐらに進んでいる。私は、ある連邦国家に対して執行がなされなければならない大統領の命令は、少なくとも首相もしくは一大臣の副署が必要であるという点を指摘したい。もし確実に安全に行こうとするのであれば、当該行為には全大臣の副署がなされるべきであるとここに明文でもって定めることもできる。それで十分ではないか。大臣は議会の多数派に由来している。あなたは毎日、不信任投票によって、その大臣を排除できる状況にある。それで十分ではないか。執行権を妨げ、あらゆる事例において、極めてしばしば偶然の多数派に基づく議会の同意に縛り付けるなど、ありえない。私はあなたに保証しよう。あなたはこのようなやり方で、絶対的に行為不能の国家組織を作り出そうとしている！ 私は内的に確かにあなたとは全く異なる政治的見地に立っているとはいえ、こんなことは到底許せない。このような決議がなされることには抵抗しなければならない。」

このデルブリュックの発言に対しては、社民党のカッツェンシュタインより、下記のとおり反論がなされた²⁵⁾

「実際には、多くの事例のうち、内的運営の一部が問題となっており、ライヒ議会は最上位の監視体として、ここで同様にその影響力とコントロールを有効にできることが不可欠である。事情によっては、極めて些細な措置が問題となる 68 条において、我々はそれを決議したではないか。我々

24) Vgl. a. a. O., 460.

25) Vgl. a. a. O.

は、ウェッカーミュンデに対する戒厳状態の布告がなされたことを肝に銘じよう。このような措置にはライヒ議会の同意が必要である。バイエルンに対する連邦執行がなされるとして、その時ライヒ議会は態度を明らかにする資格がないとでもいうのだろうか。我々がこのような仕方、絶対主義を作り出そうとしていることに、私は驚きを隠せない。我々は、ライヒ議会の多数派に、このような重大な措置に着手することが不可避であるときに、まさに政府と同じように、この措置に理解を示すことを期待できる。すべての責任を政府に負わせることは、政府にあまりにも多くを求めることを意味する。ライヒ議会は、決定に参加し、もしそれが危険であるときには、その企てを阻止し、呼び戻す権限を持つべきである。」

カッツェンシュタインの発言に対して、民主党のアプラスが、下記のとおり反論した²⁶⁾

「私の確信によれば、社民党の動議に賛成すると取り返しのつかないこととなる。ドイツ構成国家がライヒ法律によって義務づけられている義務を果たさないという事例においても、ライヒ議会はこのやり方で決定的な立場にならざるを得ない。このような事例においては、強力なライヒ権力が介入しなければならない。(SPD から野次：その時はライヒ議会も賛成する)それはあなたの意見だ。私は絶対的に無制限な議会多数派の敵対者である。議会多数派は本質的に国民感情の方に向いており、議員は投票者を配慮するあまり、決然としたくないということが残念ながらしばしば生じる。このような配慮は、強力な執行を阻止しかねない。ここではただ、侵された不正における執行が問題となっているのであり、このような事例において、政府権力を阻害するような可能性は排除されるべきである。」

26) Vgl. a. a. O.

以上の討議の後、採決が行われ、クヴァルクの動議は 12 票対 12 票の可否同数で否決され、原案維持となった。ちなみに 68 条については審議がなされず、原案維持となった。用語の統一および条文番号の移動に伴い、草案Ⅳの 67 条および 68 条は、草案Ⅴ²⁷⁾の 48 条および 49 条として、下記のとおり文言となった。草案ⅣからⅤへの変更部分は下線部分のとおりである。

48 条

あるラントが、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられている義務を履行しないときは、ライヒ大統領は武装兵力を用いてその義務を履行せしめることができる。

49 条

ライヒ大統領は、ドイツのライヒ領域において公共の安全および秩序に著しい障害が生じまたは生ずる虞があるときは、ライヒ全省の責任の下で、武装兵力を用いてこれに介入し、公共の安全および秩序を回復するのに必要な措置をとることができる。ライヒ大統領は、この目的のために、113 条 [人身の自由]、114 条 [住居の不可侵]、116 条 [信書の秘密]、117 条 [意見表明の自由、検閲の禁止]、121 条 [集会の自由]、122 条 [結社の自由] および 150 条 [所有権の不可侵と公用収用] に定められた基本権の全部または一部の効力を一時的に停止することができる。大統領は遅滞なくライヒ議会の承認を求める義務を有し、ライヒ議会がこの承認を拒否したときは、この措置を廃止する義務を有する。詳細は、ライヒ法律でこれを定める。

なお、リヒターによれば、草案Ⅴの 49 条第一文が、単に連邦国家における

27) Vgl. Triepel (Hg.), a. a. O., S. 38ff.

機能障害のみならず、安全上の危機にも焦点をあてたことは、規定の連邦的な構成要素の意義をかなり減じることになり、連邦諸国家に対するライヒの権限の増大は、「措置」という概念の選択のなかにも見て取ることができる²⁸⁾ 49条において、共和主義的および民主主義的な国家形式に、新たな秩序の保護に向けた広範囲におよぶ法的な予防措置が入れられたという点で、憲法委員会において、国家保護の側面が深化させられたことを見過ごしてはならないというのである²⁹⁾

ちなみにプロイスは、フリードリヒ・エーベルト大統領（1871-1925）の慰留にもかかわらず、国民議会がヴェルサイユ条約を受諾することに抗議し、1919年6月20日に内務大臣を辞任することとなったが、内務大臣辞任後も、憲法制定のための国務代行委員（Kommissarischer Vertreter der Reichsregierung für das Verfassungswerk）として任務を続行することとなった³⁰⁾ 憲法草案をめぐる審議は、憲法委員会から国民議会に戻され、7月2日より、国民議会第二読会で審議が続けられることとなる。この国民議会第二読会および第三読会において、ヴァイマル憲法48条をめぐる審議は大きな展開をみせることとなるため、章を改めて、さらなる審議の展開を跡づけたい。

（次号以下へ続く）

*本稿は、2018年度松山大学特別研究助成、およびJSPS科研費JP18K01429による研究成果の一部である。

28) Ludwig Richter, „Das präsidiale Notverordnungsrecht in den ersten Jahren der Weimarer Republik. Friedrich Ebert und die Anwendung des Artikels 48 der Weimarer Reichsverfassung“, Eberhard Kolb (Hg.), *Friedrich Ebert als Reichspräsident: Amtsführung und Amtsverständnis*, München 1997, S. 214-215.

29) Vgl. a. a. O.

30) 初宿正典『カール・シュミットと五人のユダヤ人法学者』, 成文堂, 2016年, 396-397頁参照。